三　前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ　［略］

ロ　小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき

ハ　［略］

（重要な役割を担う従業者）

第四十四条の十一　［略］

2　［略］

3　同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

4　同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十四条の三に定める要件に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）

第四十四条の十二　法第二十七条の十一の六第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、送電事業者の特定関係事業者が行う、当該送電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為とする。

（体制の整備等）

第四十四条の十三　法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十三条の四第一項の規定により送電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に供する室と区分するものであること。

イ　［略］	［略］
ロ　当該送電事業者（認可送電事業者に該当するものに限る。この項の下欄において同じ。）の振替供給の業務その他その送電事業の業務（非公開情報を取り扱わない業務を除く。）	当該送電事業者の特定関係事業者の業務（当該送電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）又はその小売電気事業、発電事業若しくは特定卸供給事業に係る業務（振替供給の業務その他その送電事業の業務を行う部門が実施する業務を除く。）

二　振替供給の業務を行う部門（以下この条において「振替供給部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者（認可送電事業者にあっては当該認可送電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ。）を共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ～ハ　［略］

三～七　［略］

三　前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ　［略］

ロ　小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき

ハ　［略］

（重要な役割を担う従業者）

第四十四条の十一　［略］

2　［略］［新設］

3　同項第三号の経済産業省令で定める要件は、第四十四条の三に定める要件に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）

第四十四条の十二　法第二十七条の十一の六第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、送電事業者の特定関係事業者が行う、当該送電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為とする。

（体制の整備等）

第四十四条の十三　法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十三条の四第一項の規定により送電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に供する室と区分するものであること。

イ　［略］	［略］
ロ　当該送電事業者（認可送電事業者に該当するものに限る。この項の下欄において同じ。）の振替供給の業務その他その送電事業の業務（非公開情報を取り扱わない業務を除く。）	当該送電事業者の特定関係事業者の業務（当該送電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）又はその小売電気事業若しくは発電事業に係る業務（振替供給の業務その他その送電事業の業務を行う部門が実施する業務を除く。）

二　振替供給の業務を行う部門（以下この条において「振替供給部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者（認可送電事業者にあっては当該認可送電事業者の小売電気事業又は発電事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ）を共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ～ハ　［略］

三～七　［略］